

○北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例

昭和27年7月27日条例第67号

改正

昭和31年4月18日条例第25号
昭和59年4月1日条例第27号
昭和61年11月1日条例第45号
昭和63年4月1日条例第32号
平成4年3月31日条例第38号
平成8年3月31日条例第19号
平成12年3月29日条例第65号
平成13年3月30日条例第40号
平成16年3月31日条例第46号
平成21年3月31日条例第15号

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例をここに公布する。

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例

（目的）

第1条 この条例は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）及び関係法令と相まって、種馬鈴しょの生産及び販売について必要な規制を行い、優良な種馬鈴しょの生産を確保して本道における採種事業の健全な発展を図るとともに、国内馬鈴しょ栽培の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「種馬鈴しょ」とは、種として販売する目的をもって生産される馬鈴しょをいう。

（生産者の登録）

第3条 種馬鈴しょを生産する者は、知事の定めるところにより、登録を受けなければならない。

第4条 削除

（採種ほの選定及び生産管理）

第5条 第3条の登録を受けた者（以下「登録生産者」という。）は、知事の定める基準に従い、採種ほの選定及び種馬鈴しょの生産管理を行わなければならない。

（病害虫防除の命令）

第6条 知事は、種馬鈴しょの生産に重要な影響を与える病害虫が発生し、又は発生のおそれがある場合において特に必要と認めるときは、登録生産者に対し、病害虫の防除に関し必要な命令をすることができる。

（集荷販売業者の登録）

第7条 種馬鈴しょの集荷販売を業とするものは、知事の定めるところにより、登録を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けた者（以下「登録販売業者」という。）でなければ、種馬鈴しょの集荷販売をしてはならない。

3 第1項の規定による登録を受けようとする者は、申請の際、1件につき種馬鈴しょ集荷販売業者登録手数料4,200円を北海道収入証紙で納付しなければならない。

4 知事は、第1項の登録をしたときは、告示しなければならない。

（集荷販売の記帳）

第8条 登録販売業者は、必要な帳簿を備え、種馬鈴しょの集荷販売の状況を明らかにしておかななければならない。

（調査報告）

第9条 知事は、必要があるときは、登録生産者若しくは登録販売業者に対し、生産若しくは業務に関する報告を求め、又はその職員に生産若しくは業務の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査をする場合は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（取消し等の処分）

第10条 登録生産者又は登録販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その登録を取り消すことができる。

（1）この条例の規定又はこの条例の規定に基づく知事の命令に違反したとき。

（2）種馬鈴しょに関し、植物防疫法第13条第4項の規定に違反したとき。

（罰則）

第11条 第7条第2項の規定に違反した者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

2 第8条の規定に違反した者又は第9条の規定による調査を妨げ、若しくは報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、科料に処する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

（知事への委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(昭和31年4月18日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日条例第27号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年11月1日条例第45号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日条例第32号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第38号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月31日条例第19号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第65号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第40号抄)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日条例第46号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第15号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)
-